

「新型コロナウイルス感染症」登園停止期間早見表

※新型コロナウイルス感染症にかかった場合、「出席停止」となります。

期間は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」を登園禁止期間と定めています。～学校保健安全法より～

※「症状軽快」とは、**解熱剤をつかわずに解熱し、かつ、呼吸器症状（咳や息苦しき等）が改善傾向にあること**を指します。

※発症した日とは、病院で診てもらった日ではなく、新型コロナウイルスの症状が始まった日のことです。主治医に発症日を相談、確認することをお勧めします。

	発症日									
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	
発症2日目に軽快した場合	 症状あり	 症状あり	 症状軽快	軽快後 1日目	軽快後 2日目	軽快後 3日目				
	出席停止						登校可能			
発症3日目に軽快した場合	 症状あり	 症状あり	 症状あり	 症状軽快	軽快後 1日目	軽快後 2日目				
	出席停止						登校可能			
発症4日目に軽快した場合	 症状あり	 症状あり	 症状あり	 症状あり	 症状軽快	軽快後 1日目				
	出席停止						登校可能			
発症5日目に軽快した場合	 症状あり	 症状あり	 症状あり	 症状あり	 症状あり	 症状軽快	軽快後 1日目			
	出席停止							登校可能		

※いずれも発症日を0日目としてカウントして、最低でも5日目までは出席停止となります。

※**無症状の場合は、発症日を0日目とし、その翌日から5日間の出席停止となります。**また、無症状で陽性となり、出席停止期間中に症状が出た場合は、例①～⑤にそって出席停止期間が変更となります。

※「出席停止」は本人の体力の回復と他の園児への感染及び蔓延を防ぐための措置となります。出席停止期間中は医師の指示を守り、焦らず安静に過ごしましょう。

※登園の際は、新型コロナウイルス感染症経過報告書を保護者が記入し、園まで提出をお願いします。